

(第一類 第二号)

第二百一回国会 法務委員会議録 第二号

令和二年三月十日(火曜日) 午前九時開議									
出席委員					佐々木雅之君				
委員長 松島みどり君					越智 隆雄君				
理事 伊藤 忠彦君					田所 嘉徳君				
理事 鬼木 誠君					稻富 修二君				
理事 葉梨 康弘君					演地 雅一君				
理事 山尾志桜里君					井野 俊郎君				
理事 奥野 信亮君					門山 宏哲君				
神田 裕君					小林 茂樹君				
国光 あやの君					中曾根康隆君				
出畑 実君					吉川 康君				
藤井比早之君					和田 義明君				
宮崎 政久君					逢坂 誠二君				
吉川 起君					高木鍊太郎君				
今井 雅人君					松田 功君				
落合 貴之君					日吉 雄太君				
松平 浩一君					松川百合子君				
竹内 讓君					藤野 保史君				
串田 誠一君					森 義家				
法務大臣政務官					森 まさこ君				
最高裁判所事務総局刑事局					森 弘介君				
政府参考人(内閣官房内閣人事局内閣審議官)					稻山 文男君				
政府参考人(内閣法制局第一部長)					安東 章君				
木村 陽一君					北川 哲也君				
(政府参考人(国土交通省鉄道局次長))					寺田 吉道君				
(政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官))					奈須野 太君				
(政府参考人(厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長))					依田 泰君				
(政府参考人(中小企業庁事業環境部長))					岸本 武史君				
(政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官))					杉浦 久弘君				
(政府参考人(厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官))					浅沼 一成君				
(政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官))					玉上 晃君				
(政府参考人(文化庁審議官))					萩原 伸君				
(政府参考人(厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官))					高嶋 智光君				
(政府参考人(外務省大臣官房審議官))					加野 幸司君				
(政府参考人(文部科学省大臣官房審議官))					山下 貴司君				
(政府参考人(法務省人権擁護局長))					菊池 浩君				
(政府参考人(出入国在留管理局次長))					川原 隆司君				
(政府参考人(法務省保護局長))					小出 邦夫君				
(政府参考人(法務省刑罰局長))					今福 章二君				
(政府参考人(法務省民事局長))					山内 由光君				
(政府参考人(法務省官房審議官))					大塚 幸寛君				
(政府参考人(内閣府大臣官房審議官))					佐々木雅之君				
(政府参考人(内閣府大臣官房審議官))					藤井 宏治君				

委員の異動

三月十日

同日  
辞任  
松田 功君  
今井 雅人君

補欠選任  
松田 功君  
今井 雅人君

三月十日  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)は本委員会に付託された。

三月九日  
選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(茨城県つくばみらい市議会)第九七六号)は本委員会に参考送付された。

特定技能外国人の受入れの促進に向けた更なる取組を求める意見書(長野県議会)第九七七号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○松島委員長 次に、お諮りいたします。  
本日、最高裁判所事務総局刑事局長安東章さんから出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。  
○松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松島委員長 次に、お諮りいたします。  
本日、最高裁判所事務総局刑事局長安東章さんから出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。  
○松島委員長 御異議なしと認めます。そのよう

に決しました。

○松島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。葉梨康弘さん。  
○葉梨委員 おはようございます。自民党・無所属の会の葉梨康弘です。

私は、予算委員会の理事をやっておりまして、

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。  
内閣官房内閣審議官稻山文男さん、内閣法務委員会議録第一号

で一年間延長できますよね。一年延長すればいいのにならんと思つたんですけれども、なぜ八月までなんだろうか。ここがよくわからんんですね。なぜ八月なんでしょうか。なぜ半年なんでしょうか。

## ○森國務大臣

詳細については、個別の人事でござりますので、なかなかお答えは差し控えざるを得ないところなのでございますけれども、一年間

という法律の規定の中では、自分の間、職務を遂行させる必要があるというふうに判断したところでございます。

○今井委員 皆さん御周知のとおり、現在の検事総長が六十五歳にならるのはことしの八月です

ので。ことしの八月ですね。ああ、来年か。そうかそうか、来年だ。ごめんなさい、間違えました。この半年というのがちょっとよくわからない

ことです。

ちょっと時間がないので、もう一点お伺いした

いんですけれども、本当は、きょう、皆さんにも、この議事録で明らかに答弁が食い違つてい

るのがいろいろあるので、これをじっくりやりたかつたんですけど、時間がありませんので、また法案が出てきたときあたりにやりたいと思いますが、決裁の問題なんですか、先ほど、午前

中の葉梨さんの質疑を聞いておりましたら、口頭で了解するときなんか、決裁なんかしないよとおつしやついていたんですね。ということは、口頭了解

は決裁じゃないということですね。

公文書管理の方、いらっしゃいますか。済みません。公文書管理上の決裁とは何でしょうか。

○大塚政府参考人 お答えをいたします。  
公文書管理法の世界では、このガイドラインにおきまして、決裁を、「行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認する行為をいう。」と、公文書の世界ではこのような定義をしているところでございます。

○今井委員 二月の二十五日だったかな、高市総務大臣が記者会見で、総務省では電子決裁を全部やつている、ただし、口頭了解するようなものもさせが必要があるというふうに判断したところでございます。

それで、森大臣は、口頭で決裁をしたとおっしゃっています。

それと、令和二年二月二十五日に、これは予算委員会だったと思いますけれども、決裁の取扱いについてというペーパーを法務省から出していただけ、三枚つづりなんですけれども、人事院のもありますね、決裁の取扱いについて。ここに、同規則に定められた方法による決裁を逐一しな

いものと理解し、口頭による決裁として、必要な範囲でという、口頭の決裁という言葉も出てくる

んですけれども、そういうのは例えば「国会審議における答弁案」というふうに書いてあるんです。

ところが後半になると、「国会答弁資料に関する事項等については、口頭での了解としている。」

口頭による決裁と口頭による了解というのは同じ意味なんですか。

○森國務大臣 はい、同じ意味でございます。

私が一番最初に今国会で御答弁したのは、たしか小川委員の質問だったか、済みません、ちょっと

と委員の名前を間違つたら失礼いたしますが、予

算委員会で御質問されまして、それは決裁を受けておりますかという御質問でございました。公文

書法上の決裁を受けおりますかという御質問でございましたので、私、後ろの事務方に確認をしましたら、決裁を受けておりますということございました。

法務省職員としては、この令和二年二月二十五

についてという文書で御説明したとおり、口頭による決裁という意味で、決裁を受けておりましたが、一方で、それによらないさまざまな形での用語が使われることも事実でございますし、それはそれとされ、今実際にそれぞれの役所で運用として使用されているものと考えております。

○今井委員 済みません。時間が来ましたので

きょうはこれで終わりますけれども、少なくとも

これは今確認させていただきましたので、あと

は、それぞれ答弁が少し揺らいでおられたことの

口頭というのは、その他類するというものに含まれるんですか。

○大塚政府参考人 お答えいたします。

ガイドラインの解釈でございますが、押印、署名又はこれらに類する行為のところは、基本的に

は電子決裁を念頭に置いているところでございま

す。ですので、口頭による例えれば意思の決定、確

認というのは、形式上はそのガイドラインの決裁には該当しないというふうに考えております。

ただ、一方で、ガイドラインとは別に、これは

あくまでも一般論になりますが、口頭での必要な

指示、意思決定を行うということを、これを例え

ば口頭決裁と呼称すること、これはあり得るので

はないかというふうに考えてございます。

○今井委員 もう二分しかないから。

今のところは大事なんですよ。

行政文書ガイドラインのところに決裁という項目がありますよね。そのところには、決裁とは、押印、署名その他に類する行為で行われたもの

のというふうに書いてあります。今おっしゃるとおり、口頭はこれに入つてないというふうに

おっしゃっていますよね。そうすると、口頭は、

くまでも公文書のガイドラインの決裁の定義としては先ほど申し上げたとおりでございますが、一方で、それによらないさまざまな形での用語が使われることも事実でございますし、それはそれとされて、今実際にそれぞれの役所で運用として使用されているものと考えております。

○今井委員 済みません。時間が来ましたので

きょうはこれで終わりますけれども、少なくとも

これは今確認させていただきましたので、あと

は、それぞれ答弁が少し揺らいでおられたことの

口頭というのは、その他類するというものに含まれるんですか。

○大塚政府参考人 お答えいたしました。

私が一番最初に藤野保史さん。

○松島委員 次に、藤野保史さん。

まず、私、クー・トゥー運動についてお聞きを

したいと思っております。

クー・トゥーというのは、靴を履くことに伴う苦痛、そして性暴力を告発するミー・トゥー運動

に合わせてつくられた言葉であります。昨年の

一月に女優の石川優実さんがツイッターで投稿さ

れて一気に共感の声が広がって、署名も三万筆を

超えまして、昨年六月には厚生労働省にも提出をされました。

これは、同じ職種あるいは同じ仕事内容なのに女性だけにパンプスやヒールが強要される、まさ

に性差別の問題であるということで、同じ職種で

あれば、同じ仕事であれば、女性にも男性と同じくヒールのない靴の選択肢を与えてほしいという

当然の声であり、運動だというふうに思います。

と思います。

大臣にお聞きしたいんですが、大臣はこのクー・トゥー運動についてどのように評価されてるでしょうか。

○森國務大臣 三月三日の参議院予算委員会で小池晃委員から御質問がございまして、安倍総理大臣もおっしゃっておられましたけれども、職場の服装について、男性と女性が同じ仕事をしているにもかかわらず、苦痛を強いるような合理性を欠缺する女性に対して強いることはあってはならない、私も全く同じ考え方でございます。

法務省においては、女性に関する問題を含め、さまざまな人権問題について人権擁護活動を実施しておりますので、これらの人権問題も含めて取り組んでまいりたいと思います。

○藤野委員 ゼビ法務省としても、この問題でもイニシアチブを發揮していただきたいと思います。

石川さんが声を上げて、一年という短い間に、これが全国に広がって、国会にも届いて、総理大臣や、今、森大臣からも前向きな答弁を引き出しましたということで、これは、皆さんの運動といいますか、もっと言えばジェンダー平等社会の実現に向けても、今回のクー・トゥー運動というのは非常に大きな動きだというふうに思っております。このクー・トゥーだけでなく、ジェンダー平等なくしてまさに二十一世紀の未来を切り開くことができないというのは、これは多くの皆さんの思いだ、国連のSDGsもこういう発想で今進められているというふうに思います。

このジェンダー平等社会をつくっていく上で、私は、法務大臣の果たされる役割というのは極めて大きいというふうにも感じております。大臣も、所信演説の中でフラワー・デモについて触れていらっしゃいました。思いが伝わるなと思つて私も伺つていたわけでありますけれども、まさに今法務省の焦眉の課題の一つが刑法の性暴力に関する改正問題であると思います。

大臣は今、大臣直轄の勉強会をつくって、性暴

力の被害者や支援団体の方々に入つていただい

て、二月末からその勉強会を行つてあるというふ

うに伺つてます。大臣にお聞きしますけれども、なぜ今この時期にこうした大臣直轄の勉

強会を設けられたんでしょうか。

○森國務大臣 性暴力の問題を所信表明の一一番最初に掲げさせていただきました。全ての問題が重

要なんですかとも、迅速に取り組まなければいけないという意味で、一番最初に掲げさせていた

だきました。

直轄の勉強会についてお尋ねをいただきました

けれども、私は就任してからさまざまなお直轄の問題をやつておりまして、一つが保険中のGPS

に関する問題もやつておりましたが、これは法制審の方に諮問をいたしました。

その間に、性暴力の被害者団体の方が大臣室に来られたんです。そして、被害者の方の思いを直

接にお聞きする機会をいたしました。そこで、私は、もつとこの問題を私みずからが理解を深めなければいけないという思いから、被害者団体の方にメンバーになつていただいて、私的な勉強会を開催しているところでございます。

○藤野委員 今、大臣自身が理解を深めなければいけないという思いであります。私は、もつとこの問題を私みずからが理解を深めなければいけないという思いから、被害者団体の方にメンバーになつていただいて、私的な勉強会を開催しているところでございます。

この問題は本当に当事者の方から、あるいは支

援されている方、関係者の方からお話を聞くとい

うのは非常に大きな力になるといいますか、中身になつてくるなというのを私自身も感じております。

それに係つてなんですが、大臣は、二月二十五

日の予算委員会の第三分科会で、我が党の本村議員の質問に対してこう答弁なつてますが、被

害者の立場の方、また被害者支援にかかる研究者、専門家などの御意見を幅広く聞くことができ

るような体制で議論を進めてまいりたいと答弁さ

れているんですけども、この、幅広く聞くこと

ができるような体制というのはどういう意味なの

か。私自身はちょっとよくわからないんですけど、これは、いわゆる法制審のメンバーにもそういう

ことで、いわゆる法制審のメンバーにもそういうことなんでしょうか。

○森國務大臣 私は、被害者の皆様の声が法制審のメンバーにより直接に届く体制にしたいと思つています。

今般の保険中の逃亡の問題についても法制審の部会をつくったんですけど、そこにも被害者関係の方を入れるのに大変な苦労がございました。です

が、やはり被害者の声を聞かなければ、特にこの性犯罪に関するさまざまな残された課題について

前に進めていくことが難しいと思っておりますので、私自身が全力をかけてよりよい体制づくりに向けて努力をしていきたいと思っています。

○藤野委員 ゼビその方向で進めていただきたいですし、今、保険中の逃亡者の法制審というお話がありましたが、それ以外もあると思うんですね。

○川原政府参考人 法務省にお聞きしますが、これまでの法制審でも、被害者の方々、被害者支援団体の方が参加し

た実例があると思うんですけど、どのようなものがあるでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまお尋ねの点でございますが、例えば、現在調査審議を行つております法制審議会少年法・刑事法・少年年齢・犯罪者処遇関係部会でございますが、ここにおきまして、少年犯罪の被害者の御遺族であり、被害当事者団体の代表を務める方が委員になつておるものと承知しております。

○藤野委員 今、まさにそういう被害者の方、少

年の犯罪被害当事者の会代表の方も法制審のメン

バーになつていらつしやるわけであります。

私は、やはり法制審のメンバーがどういう方々になるのかというのは極めて重要な要素だというふうに思つております。それは、やはり国会に提出し

てくる法案の中身に直接かかわつてくるからであります。ぜひ、当事者の方をメンバーに加えてい

ただいて、より充実した法案の中身になるように

イニシアチブを發揮していただきたい。

更に加えて言いますと、法制審というのは議事録が作成されまして、もちろん私どもも読みます

けれども、広く国民に公開されるということにならぬままです。

性暴力に関する刑罰改正ということになると、被害者の方などに入つていただく、そういうことなんでしょうか。

○森國務大臣 私は、被害者の皆様の声が法制審のメンバーにより直接に届く体制にしたいと思つています。

ただいためにも、やはり大臣がイニシアチブを發揮していただいて、被害者の方に法制審のメン

バになつていただく。

法制審議会令という省令があるんですが、これを見させていただきますと、この審議会令の第二条にはこう書いてあるんですね。「委員は、学識経験のある者たちから、法務大臣が任命する」

と。法務大臣が任命するということになりますから、最後に重ねてですけれども、大臣、被害者の方をメンバーにするということで御発言いただければと思います。

○森國務大臣 私は、よくあることとして、被害者の声を一回ヒアリングしましたみたいなことがあります。

○藤野委員 と、法務大臣が任命するということではあるんですけども、それでは性犯罪における諸問題の解決には結びつかないと思っていま

す。

今回、フラワー・デモで性犯罪の被害者の方が声を上げた。それが全国を巻き込んで、十二回続い

たということは非常に大きな意味があります。そのような勇気で報いるためにも、そして、国民の皆様の関心も非常に大きいわけでございます。

今、ここで明言はできませんけれども、私自身のリーダーシップを發揮して、何とかよい方向に持つていただきたいと思います。

○藤野委員 ゼビ大臣のイニシアチブの発揮を求めていたと思います。

次に、いわゆる学校法人加計学園が運営する岡山理科大学医学部の入試をめぐって、韓国人受験

生が不当な扱いを受けたという報道についてお聞きをいたします。

まず、前提として、文科省にお聞きしたいんですが、入学者選抜実施要項というのがあると思うんですけども、これについて、入試における差別についてどのように規定しているでしょうか。

○玉上政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの令和二年度の大学入学者選抜実施要項においては、合理的な理由なく、出身地域、居住域の属性を理由として一律の取扱いの差異を設けることは不適切であると明記しております。

○藤野委員 そのとおりなんですね。

配付資料の一を見ていただきたいんですけども、今回問題になっている大学の推薦入試A方式

というのがあるんですが、その概要なんですね。

○藤野委員 二になりますか。済みません、配付資料の二になるかもしれません。

これによりますと、そのA方式の中には併願制

と専願制というのがあって、そのうち専願制につ

いて、これまで、出身高等学校の調査書五十点と、基礎的な試問八十分二科目、各五十点、この二つしかなかつたんですが、昨年から面接とい

うのが試験科目に加わって、これは五十点なんですね。この去年から加わった面接というものの点数が、報道によれば、韓国人留学生は全てゼロ点

だったというふうに言われている。

面接を試験科目に加えること一般がだめだと

言っているわけじや全然ないんですけど、今回はそ

れが悪用されたのではないかという問題なんですね。

文科省に確認しますけれども、今回、韓国人留

学生は何人受験して、A方式ではそれぞれ何人合

格したのか、それ以外の方式では、何人受験して、何人合格したんでしょうか。通告してあります。

○玉上政府参考人 お答えいたします。

今回、この入試の方式におきまして、推薦入試におきましては、韓国の受験生につきまして、七名が受験をし、全員が面接ゼロ点であり、合格者はゼロであつたということござります。

○藤野委員 ですから、今回問題になつてある方

式では、七名が受験したんだけれども、七名は面接ゼロ点で、合格者ゼロと。まさにそういう状況になつてゐるわけですね。

二〇一八年には、東京医科大などで入試における女性差別が大変な問題になりました。この東京

医科大学が設けた調査委員会でさえ、その報告書

の中で、重大な女性差別的な思考に基づくもの

で、強く非難されるべきだ、こう指摘をしている

ことです。医大が設置した調査委員会でさえ、重

いです。面接がその七人全員ゼロ点、韓国人留学生

だけがですね。

先ほども言いましただれども、二〇一八年に

は、東京医科大で入試における女性差別が大問題になつて、大学が設置した調査委員会でさえ、重

大な女性差別的な思考に基づくもので、強く非難

されるべきだと報告書に書いてあります。

大臣にお聞きしますが、事実とすればこれは許されない差別じゃないかと思うんですが、いかが

でしょうか。

○玉上政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの件の、三月六日、先週に、岡山理科大学担当者の方が文科省に来省をして、直接確認を行いました。

これらによると、まず、大学の説明によりますと、今お答え申し上げましたように、韓国の受験生について、推薦入試では、七名受験し、全員が面接ゼロ点であり、合格者はゼロ名であったこと、それから、面接での点数がゼロ点の受験生は日本人でも複数名存在するということ、それから、面接の評価に当たりましては、責任ある者が複層的な確認を実施しているということ、それから、これらの受験生を含めて、一般入試の前期や私費外国人留学生入試におきましては合計四名の韓国の方が合格しているということでございました。

そういう説明がございまして、こういった点

は明らかになりましたが、今先生お尋ねのよう

に、現時点におきましては、文部科学省として、まだ当該大学の入試の適否を判断できる段階では

なく、さらなる事実関係の把握に向けて、引き続

き、今回の問題に対しても取り組んでまいりたいと思

ます。

○藤野委員 これは報じられてからかなり時間がたつておりますし、私が事実関係の確認を求めて

お求めても、法務省は小出しに、小出しに、小出

しにしてくるんですよ。ですから、そういう姿勢

ではなくて、事実関係は調べればわかるわけです

から、今も、初めて今答弁したこともあります

し、きのう幾ら聞いても言わなかつたことを言つたこともあります。だから、やはり法務大臣とし

ても、内閣としてこついうことは許さないんだと

いう立場でぜひ臨んでいただきたいと思います。

次に、日本原水爆被害者団体協議会がいわゆる核拡散防止条約の再検討会議、NPTに合わせて

ことし四月からアメリカのニューヨーク国連本部で開く原爆展をめぐつて、外務省が被団協のパネ

ルについて難色を示して、いわゆる後援を見送

る、バックアップを見送るということが、被団協に伝えていたということが報じられております。

過去三回この原爆展というのは行われております。パックアップを見送るというふうに認識しているんです。これが間違いないですか。簡単な確認。

○加野政府参考人 お答え申し上げます。

先般、外務省に対しまして、四月末から行われますNPT運用検討会議の際に国連本部で開催予定の原爆展につきまして、後援名義の使用許可申

請が附されたところございます。

現在、外務省について、本件については審査中でございまして、審査団体とのやりとりについてコメントすることは差し控えさせていただきます。

○森国務大臣 お尋ねのような報道は承知しております。

そして、事実関係については今文科省の方で確認中ということでございますので、個別の事件についてのコメントはできないんですけども、一般論として申し上げれば、外国人に対する不当な差別はあつてはならないというふうに思います。

法務省は、人権擁護を所管をする省庁でござります。そしてまた、ホームページで「外国人の人権を尊重しよう」というふうに強調事項の一つとしてしっかりと掲げているところござります。

各種人権啓発活動も実施しておりますし、人権相談、人権侵犯事件の調査・救済等に努めております。

既往の経緯でござりますけれども、二〇〇五年、二〇一〇年及び二〇一五年に実施した原爆展につきましては、外務省として、かかるべく審査を行つた上で、それぞれ後援名義の使用を許可させていただいているところでございます。

○藤野委員 二〇一五年のやつについては、チエルノブイリとスリーマイルそして福島と、四枚のパネルにわたつて、写真はもつとあるんですね。

○藤野委員 が展示されているんです。今回はなぜか、二〇一五年には認められたのに、認めていないわけですね。

茂木外務大臣は、三月五日の参議院の予算委員会でこうおっしゃっています。被爆者の方々は、核兵器のない世界の実現に向けて、長年にわたつて被爆の悲愴な実相や核兵器の非人道性を世界に伝える活動に取り組まれてきておりまして、その大変な御尽力に対しても改めて心より敬意を表したいと思います。そして、こうもおっしゃつてい

ます。被爆の実相に関する正確な知識を持つことは核軍縮に向けたあらゆる取組のスタートとなると認識をいたしておりまして、引き続き積極的に取り組んでまいりたいとおっしゃっているんですね。

これは、言つてはいるときは本当にそのとおりだと思うんです。ただ、やつてはいることが逆なんですね。我が党の議員団の福島チームは定期的に福島にもチャレンジノブイリにも行かさせていたときも、福島でいえば、あしたはまさに三・一一なわけです。九年がたとうとしている。福島を訪れているんですけども、今でも、ふるさとに帰りたいけれども帰れない、帰りたくても帰れない、そして、たとえ帰ったとしても、口にできない、声にできない、いろいろな苦しみを抱えながら生きていらっしゃるわけですね。チャレンジノブイリに行きましたけれども、そのときは、三十年たっていますけれども、私が草むらにガイガーカウンターを近づけますと、ビビビビッと急激に上がるわけですね。

一たび原発事故が起きるとどうなるのかというのは、これはやはり核の問題を考える上で避けて通れない話でありますし、この福島やチャレンジノブイリというの、核と人間社会についての問題を極めて雄弁に、事実の問題として語りかけている場所だと思います。

先ほど茂木大臣がおっしゃったように、NPTの basic 理念というのは核軍縮なんですね。ですから、核の危険性をアピールすることはもう全く矛盾しないと思います。

文科省に確認したいんですが、あいのトリエンナーレの問題がありました。このとき、文科大臣は、表現の自由の侵害に当たるのかという質問に對してどのように答弁していたでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

今回の補助金の不交付決定は、補助事業の申請手続におきまして、補助金申請者である愛知県が、会場の安全や事業の円滑な運営を妨かすよう

化序に申告しなかったことを踏まえて判断したものでございまして、展示物の表現内容自体の適否について評価したものではございません。○藤野委員 つまり、文科大臣は、安全とか円滑な運営を脅かすようなことを認識していたのに報告しなかったのが問題で、表現内容じやないんだけれども、配付資料の三は刑事訴訟法の提案理由なんですね。これは当時の鈴木国務大臣が答弁しているんです。

二月十五日には、中谷元元防衛大臣が国政報告会という公の場で、私が心配するのは、三権分立、特に司法は、正義とか中立とか公正とか、そういうもので成り立っているんですね、行政の長が私的司法の権限のある人をですね、選んで本當にいのつかな、權力の上に立つ者はしっかりと使い方を考えいかなくてはならない、こうおっしゃっている。

ですから、そういう声がいろいろなところから出ているわけですね、野党だけではなくて。とりわけ、現職の検察官幹部から、国民に丁寧な説明をすべきとまで言われているわけです、大臣。ところが、大臣は所信で一言もこの問題、触れなかつた。私、正直言つて驚いたんです。なぜ一言も触れなかつたんでしょうか。

○森国務大臣 もちろん、一般的に、表現の自由は民主主義の根幹をなすものですから、最大限尊重されるべきでございます。

お尋ねの事案につきましては、先ほどの外務省の御答弁で審査中であるというふうにおっしゃつておられたと承知しておりますので、所管の外務省において適切に判断されるものと思います。○藤野委員 まさに憲法、人権保障をつかさどる法務大臣が、先ほどの文科省の態度と外務省の態度について、やはり法務省として、法務大臣としておられたと承知しておりますので、所管の外務省において適切に判断されるものと思います。

○森国務大臣 国民に対して丁寧な御説明をしてまいりたいと思います。

所信表明については、法務行政の課題について述べたものであり、個別の人事については述べております。

○藤野委員 そういう姿勢が、今、現職の検事にもこれではだめだという声になつて広がつてゐるわけですね。

私は、この問題を考える上で、なぜ検察官には一般公務員と異なる特別の定年制度が定められていたのか、これを考へる必要があると思うですね。それは、戦前の治安維持法などによる人権侵害を二度と繰り返さないという反省に立つた日本国憲法由来するものだと思います。三権分立、そして基本的人権の尊重というものに深くかかわる検察官の地位の特殊性に結びついているからだと思うんです。

日本国憲法は、先ほど委員からもありましたけれども、極めて詳細な刑事手続による人権保障があるわけですね。それに基づいて、この憲法に基づいて刑事訴訟法がつくられ、その刑事訴訟法を実践する部隊として検察官法もつくられていく裁判所法もつくられていくということになつてお

見を述べたというふうに伝えられております。二月十五日には、中谷元元防衛大臣が国政報告会という公の場で、私が心配するのは、三権分立、特に司法は、正義とか中立とか公正とか、そういうもので成り立っているんですね、行政の長が私的司法の権限のある人をですね、選んで本當にいのつかな、權力の上に立つ者はしっかりと使い方を考えいかなくてはならない、こうおっしゃっている。

ですから、そういう声がいろいろなところから出ているわけですね、野党だけではなくて。とりわけ、現職の検察官幹部から、国民に丁寧な説明をすべきとまで言われているわけです、大臣。ところが、大臣は所信で一言もこの問題、触れなかつた。私、正直言つて驚いたんです。なぜ一言も触れなかつたんでしょうか。

○森国務大臣 もちろん、一般的に、表現の自由は民主主義の根幹をなすものですから、最大限尊重されるべきでございます。

お尋ねの事案につきましては、先ほどの外務省において適切に判断されるものと思います。○藤野委員 まさに憲法、人権保障をつかさどる法務大臣が、先ほどの文科省の態度と外務省の態度について、やはり法務省として、法務大臣としておられたと承知しておりますので、所管の外務省において適切に判断されるものと思います。

○森国務大臣 国民に対して丁寧な御説明をしてまいりたいと思います。

所信表明については、法務行政の課題について述べたものであり、個別の人事については述べております。

○藤野委員 そういう姿勢が、今、現職の検事にもこれではだめだという声になつて広がつてゐるわけですね。

私は、この問題を考える上で、なぜ検察官には一般公務員と異なる特別の定年制度が定められていたのか、これを考へる必要があると思うですね。それは、戦前の治安維持法などによる人権侵害を二度と繰り返さないという反省に立つた日本国憲法由来するものだと思います。三権分立、そして基本的人権の尊重というものに深くかかわる検察官の地位の特殊性に結びついているからだと思うんです。

日本国憲法は、先ほど委員からもありましたけれども、極めて詳細な刑事手続による人権保障があるわけですね。それに基づいて、この憲法に基づいて刑事訴訟法がつくられ、その刑事訴訟法を実践する部隊として検察官法もつくられていく裁判所法もつくられていくことになつてお

ります。

大臣にお聞きしますけれども、ちょっと時間の関係で、これはもう配付資料でちょっとかえさせいでいただきますけれども、配付資料の三は刑事訴訟法の提案理由なんですね。これは当時の鈴木国務大臣が答弁しているんです。

二月十五日には、中谷元元防衛大臣が国政報告会といふ公の場で、私が心配するのは、三権分立、特に司法は、正義とか中立とか公正とか、そういうもので成り立っているんですね、行政の長が私的司法の権限のある人をですね、選んで本當にいのつかな、權力の上に立つ者はしっかりと使い方を考えいかなくてはならない、こうおっしゃっている。

ですから、そういう声がいろいろなところから出ているわけですね、野党だけではなくて。とりわけ、現職の検察官幹部から、国民に丁寧な説明をすべきとまで言われているわけです、大臣。ところが、大臣は所信で一言もこの問題、触れなかつた。私、正直言つて驚いたんです。なぜ一言も触れなかつたんでしょうか。

○森国務大臣 もちろん、一般的に、表現の自由は民主主義の根幹をなすものですから、最大限尊重されるべきでございます。

すね。もとからあつたんです。

ところが、先日法務省から、三月五日の当委員会の理事会にも提出されましたが、『検察官の勤務延長について』といふ、二〇〇一・一六メモというのが理事会にも提出されました。これはちょっとときよは配付していないんですけども、私が驚いたといいますか、この中にこういうくだりがあるんですね。戦後の検察官法のいわば前身である裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)、こういうのが出てきて、この並びで、この戦前の裁判所構成法の定年制度の趣旨と戦後の國家公務員法の定年制度に差異はない、だから今回も適用するんだ、こういう論立てなんですね。

裁判所構成法というのは明治二十三年ですから、西暦一八九〇年で、百三十年前の法律です。正十年ですから、一九二〇年、約百年前、もちろん大日本帝国憲法下です。大臣、ちょっとお聞きしたいんですけども、大日本帝国憲法下というのは、司法権は天皇に属しているんですね。裁判所は天皇の名において司法権を行使する。裁判官や判事の人事権、俸給などの身分保障というの、司法大臣、今でいう法務大臣の監督下にありました。三権分立が極めて不十分な法体系なんですね。

こういう法律が、戦後の、今議論されている、全く身分保障も異なる検察官の趣旨と同じだと持つてくるというのは私は許さないと思うんですけども、大臣、何でこれを持ってきたんですか。

○森務大臣 御指摘の文書はあくまで検討過程のものでござりますけれども、御指摘の該当部分は、検察官に定年による退職の制度が設けられた趣旨を検討するに当たり、該当法の審議における政府委員の発言に言及しているにすぎないものでございまして、この趣旨、退職の制度が設けられた趣旨について発言に言及をしているものでござりますので、これをもつて検察官に勤務延長制度

が適用される理由としているものではございませんし、この趣旨というの、伊藤元検事総長の検察官の勤務延長について」という、二〇〇一・一六メモといいます。

○藤野委員 きょうは時間もあれなので、次回やうたいと思うんですけども、全然違うんですけども、私が驚いたといいますか、この中にこういうくだりがあるんですね。戦後の検察官法のいわば前身である裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)、こういうのが出てきて、この並びで、この戦前の裁判所構成法の定年制度の趣旨と戦後の国家公務員法の定年制度に差異はない、だから今回も適用するんだ、こういう論立てなんですね。

裁判所構成法といふのは明治二十三年ですかね、三権分立の考え方。いわゆる天皇のもとで、天皇に司法権が属しているわけです。司法行政権といふのは、司法大臣、当時の法務大臣に全部あるわけですね。そのもとでつくられているのが裁判所構成法であります。

それが今ここで復活してきたというのは、私は本当に恐ろしい。逆に言うと、安倍政権の一貫した姿勢じゃないかなというふうに私は思うんですね。戦前回帰という、その一環ではないかといふに思います。

最後にちょっと御紹介したいのは、「新しい憲法 明るい生活」という、ちょっとときよは資料をつけていませんけれども、「あたらしい憲法のはなし」という、戦後直後に出来された有名な冊子があると思うんですね。あれはほぼ一世帯当たり一冊配られた非常に権威のあるものなんですかとも、そこでこういう項目があるんですね。

十六ページに、役人は公僕である、こう指摘しているんです。

憲法に定めがあつたにもかかわらず、実際には最近まで警察や検事局が国民を手綱なしに捕えて幾日も留置場へ入れておいたり、むごい方法で取調べを行い、無理やりに自白させたりすることも少なくなかった。新憲法では全てこうした不法なひどいことをかたく禁じた。

そして、最後、こうあるんですね。これからは悪いことをしない限り、いたずらに警察や検事局を怖がる必要はなくなった。そればかりかこれから役人は国民の生活を守ってくれる私たちの公僕となつた。

戦前は、検事というのは天皇の官吏であります。それが新憲法によって私たちの公僕になつたというんですね。

今回大臣がやろうとしていることは、この私たちの公僕を一内閣の官吏にまた返そうとしている、こうしたことじやないですか、大臣。

○森務大臣 全く違います。

先ほどの三権分立についての御指摘も踏まえまして、三権分立によつて、三つの権力が抑制と均衡を保たなければならぬ。その中で、司法権と密接不可分な関係にある検察でございますが、行政機関の一機関であるという特殊な関係にござりますので、人事権は法務大臣又は内閣にあるわけでございますが、その中で適切な人事を行うといふことが重要なことであるというふうに心得ております。

○藤野委員 もう終わりますけれども、要するに、一行政官ではなくて、公訴を担うわけです。司法の独立といつた場合、公訴だけを保障すればいいんじゃなくて、公判に行くかどうかといふ公訴提起が政治的権力に左右されないと、これは極めて重要なことです。だから、裁判官に準じた身分保障が検察に与えられている。その身分保障の根幹が定年制度なんです。ですから、今の答弁は全く成り立たない。

この問題についてはあしたも質問するといふことを述べて、質問を終わります。

○松島委員長 次に、串田誠一さん。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。きょうは、森務大臣の所信ということで、所信に沿つて質問させていただこうと思いますが、まず最初に、児童の虐待防止対策ということで書かれているんですけれども、私も、最近、児童の虐待に関する刑事裁判の報道なども連日なされておりますし、また新たな事件も報道されるなど、本当に痛ましい事件が多いという意味では、虐待防止といふのは大いにこれは積極的に進めていかなければならぬと思うんですが、一方で、誤つた通報により一時保護されるというようなことは、これが長期に続きますと、逆な意味で子供に対する虐待になつてしまふんだという認識、これは森務大臣はお持ちなんでしょうか。

○森務大臣 串田委員にお答えいたします。

児童虐待への取組についての御理解もありがとうござります。

一方で、委員御指摘のように、児童福祉法による一時保護をめぐつては、虐待の事実がないにもかかわらず一時保護が行われる場合があり得るとの指摘があることは承知しております。

現行法においては、児童相談所長等によって行われた一時保護の措置について、児童虐待の事実がないにもかかわらず一時保護が行われたなどの不服がある場合には、親権者等は都道府県等に対して審査請求の申立てをし、又は裁判所に対して取消しの訴えを提起することができ、それらの手続きの中で一時保護の適法性が判断されることになります。

ただ、この問題についても、串田委員からも今までさまざま御指摘をいただいてまいりました。児童相談所長等が親権者等の意に反して二ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、手続の適正性を担保する観点から、家庭裁判所の承認を得る必要がありますが、その二ヶ月という期間についても、今まで御指摘いただきたいところでござります。

これについては、平成二十九年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の附則において、施行後三年を目途とする検討規定が設けられており、これを踏まえて、現在、厚生労働省が実態把握に向けた検討を行つていると承知をしておりますので、法務省としても必要な協力ををしてまいります。

○串田委員 これが非常に重要なことに関しても、例えば、子どもの虹情報研修センターというところのデータがござります。

これは、国と横浜市が協力して設置をし、運営は国から補助金で行われている、そういうセンターの資料でございますけれども、アメリカの児童虐待の現状についても調査がなされておりまして、チャイルド・プロテクティブ・サービス、CPSということのようなんですが、相談件数が